

# 事務職員とスキルアップ

## －スキルアップのための資格取得－

福岡県立学校事務職員協会北九州地区事務研究委員会

発表者 福岡県立 北九州高等学校 事務主査 毛 屋 元 宏  
福岡県立 ひびき高等学校 主任主事 井 上 明 輝

### 1 はじめに

私たち事務職員は、日々仕事の中で様々な業務に携わっています。そんな中、実務を行っていく中でふと、「私たちにとってスキルアップするっていうことは、どういう事なんだろう。」と研究委員会の委員の中で話題になったのがこのテーマを研究していくきっかけでした。そもそも私たちは、職員研修などで実務について身につけていく機会があります。しかし、実際の個人の能力には違いがあり、当然そこには職員間の格差もあるし、職場の中での職員の能力を上げるための人材育成等、課題は出てきます。何よりも事務職員に必要とされるスキルとは何か、何がどうなればアップしたと言えるのかあまりにも漠然としていてとらえどころのないテーマに戸惑いながらも、まず、事務職員の「スキル」について考えてみようということになりました。

法令等を記憶する「記憶力」、それを理解する「理解力」、文書等を作成する「文章力」、データ等をまとめる「情報処理能力」、その他にも「企画力」「想像力」「実行力」等々、事務職員として必要と思われるスキルをあげてみると様々な種類のスキルが考えられます。事務職員は、専門的な技術を要するような職種ではないため、特定の領域において高い能力が必要とされるわけではありません。反対に一般的でかつ広い範囲の能力が求められる職種といえるのかもしれませんが、スキルアップと一概に言っても領域は無数です。後で述べるアンケート結果の中にもありますが、「スキルアップ」そのものは、まず「やる気が大事」という意見が多く、個人の能力の違いと言ったよりも、個人の能力向上への意識、つまり「モチベーション」が重要な要素になるといえそうです。

そこで、いろいろと議論した結果、今回の研究は「や

る気がある職員が今から身につけると役立つスキル」という目線で研究していくことにしました。

例えば、試験を受ける等して自分のスキルを定量化、つまり自分の能力を程度で判定できるようなものであれば、身についたかどうかを客観的に判断できます。しかし、そうでないものはスキルが「アップ」できたのかどうかは経験の積み重ね等でしか推し量ることはできません。そういった能力の中には個々の個性の範疇になってしまうことも多く、客観的に判断することができないことも多いものです。

いろいろなスキルの中でも、能力を定量化できる領域として一番知られているものは、客観的に判断できる「検定」、一定の能力があることをもって特定のことができるようになり能力の指標ともなる「資格」に注目しました。

そこで今回、研究していくにあたって、「検定」や「資格」に焦点をあててどのように利用され、生かすことができるのか、地区の事務職員のアンケートの集約結果を基に検証していきました。

### 2 いろいろな資格や検定

世の中には無数の検定や資格があります。その中で、大きく分類すると国家資格と民間資格とに大別することができます。国家資格には、無資格者には禁止されることが行えるようになる資格である「業務独占資格」、衛生管理者のように一定の場所で資格が必要になる「必置資格」、調理師のように無資格者が名乗ることを禁止されている「名称独占資格」等があります。

一方、民間資格は民間企業や団体が主催の独自の基準で任意に与える資格です。有名なものでTOEICのような国際的に通用する能力検定等があります。

その中でも今回の目的は、「事務職員のスキルアップ」です。スキルアップを通して学校の職務にどう役立てられるか、またどうしたら「アップ」していくかについて検討します。そこで、まず学校の職務に役立ちそうな資格・検定をいくつかピックアップして、地区の会員に「必要だと思うか」資格取得者に対しては、「役に立っているか」などについてアンケート調査を行いました。アンケートの中では、研究委員から出された様々な資格・検定を「国家資格」と「民間資格」に大きく分類しました。また、それぞれの資格の有無、有資格者には「実務に役立っているかどうか」、無資格者には「必要だと思うか?」「将来取得したいと思うか?」等の質問を行いました。その中で、主に資格者または取得希望者など関心の高かった資格等についていくつかあげてみたいと思います。

#### (1) パソコン関係の資格

##### ①初級システムアドミニストレーター・基本情報技術者

情報処理能力向上のために行われる国家試験ではありますが、国がIT能力として認定する試験と位置づけられています。初級システムアドミニストレーターは、平成21年度からITパスポート試験に移行されていますが、これは情報技術に関する基礎的な知識を持ち、これを専門とした業務に就くか、もしくはこの技術を活用していこうとするのに必要な資格といえます。

基本情報技術者は、さらに高度なIT技術が必要な専門的知識・技能をもち、実践的な能力を身につけられる資格です。

アンケート結果によると、初級システムアドミニストレーターの有資格者が3人、基本情報技術者が1人でした。基本情報技術者は、比較的専門的な技術者向けの資格といえるため、この資格は事務職員としては必要ないという意見が大半でした。一方、初級シスアドは、どちらかという情報技術の中でも初心者向けというイメージがあるため無資格者のうち29人が「職務では必要」と答えて、16人が取得したいと答えています。

学校教育の中でもOA化は進み、パソコンの知識が必要とされる場面が多く、またパソコン関係の知識に関しては全体的に関心が高いため、職務に役立つと考えられています。

##### ②日商PC検定(文書作成・データ活用)

日本商工会議所が主催するPC活用の検定試験(民間

資格)で、技能の程度によって1級から3級まで格付けされており、基本的または実践的なIT・ネットワークの知識、スキルを有し、企業実務の経営や個人の業務に活用できるようになります。

##### ③情報検定(情報処理活用能力検定(J検))

専修学校教育振興会が主催する文部科学省後援の能力検定で、一部の大学や短大、専門学校で単位認定を受けることができます。テーマ別に試験が行われており、操作の基本からセキュリティ、システムデザインやプログラミング、プレゼンテーションといった専門的知識が必要な人向けの検定です。

##### ④パソコン検定(P検)

パソコン検定協会が実施している初中級の人向けの技能検定です。段階によってWord、Excel、Powerpoint等の実技が科せられます。準1級になると、中級パソコンユーザーという位置づけになり、主にアプリケーションソフトの利用を前提としたユーザーとしての技能が問われてきます。

パソコンに関する資格・検定は、アンケート結果をみても、他のものと比べて関心が高く、現在の業務上での必要性を反映していると言えます。

パソコンは、特別な研修を受けなくても、独学でかろうじて操作できるくらいのレベルの人も多いと思います。このような場合に上記のようなパソコン検定を目指すことで系統だった学習を始めると、よりパソコンの応用力も身につけられ、理解も深まるのではないのでしょうか。特に民間の検定は、能力に応じていくつかの段階があるので、自分の能力に応じた学習をすることができます。また、初級シスアド程度であれば、ユーザーとして現場レベルで必要とされる技術を賄うことができ、学校内でおきたトラブルにも対応が可能になってきます。

#### (2) 施設設備関係の資格

設備に関する資格について取り上げてみます。技術を伴う資格は様々に種類も豊富です。それぞれ専門性が高く、場合によっては事業として独立できるものもあり、個人が学習するにはハードルが高いものもあります。その中からアンケート結果として比較的関心の高かった資格をあげてみます。

### ①電気工事士(第一種・第二種)・第三種電気主任技術者

法律により、一般用電気工作物(600V以下の電気設備)や自家用電気工作物(500kw未満)の電気工事は電気工事士の免許を持っていないと行えません。中でも第二種電気工事士は電気工事の資格の中でも入門編といえる資格で、基礎的な電気工事の知識が必要です。この資格を持っていれば、学校現場でもコンセントや照明器具の取替もできるようになります。また基本的な電気回路図を理解しておくことで、技術だけでなく知識も身につけることができますので、様々な場面で役立ってきます。

電気主任技術者は、事業用の電気工作物を有している施設で資格者を選任して保安監督を行わせる必要があります。学校では、ほとんどが業者に外部委託して、電気保安業務を行っています。

アンケート結果では、第二種電気工事士3名、第三種電気主任技術者2名が資格を持っていました。そのうちの過半数は、職務に役立っていると答えています。また、13名が第二種電気工事士の資格は必要、10名が実際に取得してみたいと答えています。理由としては、「簡単な工事なら予算の面からも有用」「学校内のコンセントやスイッチの修理が行える」「担当者としては知識が必要」という肯定的な意見から「実際に工事を行うのは職務ではない」「業者に任せるべき」といった否定的な意見まで様々でした。これは、事務職員として本来の職務であるかどうかの捉え方の違いによるものが大きいといえます。主に施設設備の維持管理を担当した職員からは、電気の知識があるだけでも有意義だという意見もあり、総合的にみると知識としては持っていた方がよいが資格までは必要がないといったところではないでしょうか。ただし、有資格者の中には簡単な電気工事等を行っているといったケースもあり、持っていることで仕事の幅は広がり、役立つのは確かなようです。

第三種電気主任技術者は、基本的に業務委託しているため、有資格者が求められることもなく、人事的に技術者として配置されることもないので、現実問題として学校現場で活用することは難しいです。豊富な知識が得られますが、職務の傍らで取得を目指すのは難しそうです。

### ②衛生管理者(第一種・第二種)

労働安全衛生法により、常時50人以上の労働者を使う事業所は、所定の衛生管理者をおくことが定められています。すべての業種の職種を行うことができる第一種

と一部の業種の職務を行う第二種があり、学校現場においては、第二種の衛生管理者をおくこととなっています。実際には、職場における労働災害事例の分析を行い、発生原因等を明らかにして防止策を講じ、労働災害防止に役立てることができます。アンケート結果をみても、有資格者が38人、そのうち26人が職務に役立っていると答え、また無資格者でも39人が資格が必要、そのうちの半数が取得したいと答えています。法律で義務づけられているせいか比較的肯定的な意見が目立ちました。

### ③防火管理者(甲種・乙種)

消防法8条に基づき、一定の規模以上の防火対象物においては、一定の資格を有する防火管理者が管理上必要な業務を行うよう定められている資格です。防火管理者は、この規定に基づき、消防計画の作成、消火、通報、避難訓練の実施、火気の使用または取扱いに関する監督、消防の用に供する施設設備等の点検、その他防火管理に関する必要な業務の責務を負わなければなりません。取得するには、管轄の消防署で受講する必要があります。アンケートでも有資格者は比較的多く、また、必要だと思う意見も多くみられ、さらに取得を希望する人も意外と多かったです。ただし、少数ではありますが生徒の避難訓練等もあるので、教員関係者が資格を持った方がいいという意見もありました。

#### (3) アンケート結果から

アンケートの中で、表中に示された資格以外に役立ちそうな資格を自由にあげてもらったところ、具体的な資格といったことよりも、専門的な知識、例えば施設関係を担当している人からは、電気・建築・剪定といった知識があった方がいいというような声がありました。担当として必要性を痛感させられた場面がある人とならない人で微妙に認識が異なっていました。また、資格や検定がスキルアップにつながるかどうかという質問については、

- ・ 資格を持っていけば精神的な余裕や自信が生まれスキルアップにつながる。
- ・ 資格取得を目指して学ぶこと自体がスキルアップなのでは・・・
- ・ 仕事が多岐にわたるため、時間的に難しく、必要な資格も思い当たらない。たとえ資格を取ったとしても今の仕事に直接つながりにくいので、資格取得のモチベーションも湧かない。

- ・ スキルアップは資格や検定の有無ではなく、仕事に対する姿勢の問題であって、その延長が資格や検定だと思う。
- ・ 個人のスキルアップにはなるが、事務職員として役立つかは疑問を感じる。
- ・ 資格がなくても業務に支障を来すことがない。

といった意見がありました。

技術的な面で専門的な知識を身につけることで仕事に活かせるという点では、スキルアップにつながるし、学習する過程そのものがスキルアップであるといった肯定的な意見がある反面、事務職員として実務を行うことが重要であり、資格取得は必要ないといった否定的な意見までさまざまでした。資格がなくても今行っている仕事に何ら支障がなく過ごしているため、資格を取得したことで新たに仕事が増え、負担が大きくなるといったことが否定的な意見として上がっていました。

では、事務職員の仕事の中で資格そのものが仕事にどの程度役立つものなのか、「資格取得＝事務職員のスキルアップ」になるものなのか今回の研究を通して研究委員が実際に資格取得を目指して体験してみることにしました。

### 3 実際にチャレンジしてみました

#### その1 第二種電気工事士 資格取得まで

今回、スキルアップの実践と言うことで、第二種電気工事士の資格取得に挑戦しました。

現在、職務では校舎の増改築や維持管理の担当をしていることもあり、電気工事業者に作業を依頼する場面も少なくありません。今回の「第二種電気工事士」の資格取得が直接に仕事にメリットをもたらす場面が容易に想像できることもあり、チャレンジを始めることとなりました。

「第二種電気工事士」は、電気工事士法の定める電気工事のうち 600V 以下で受電する「一般用電気工作物」の電気工事を行うことができます。コンセントを増設したり、照明器具やエアコンを取り付けたりといった作業は有資格者しか行うことができません。第二種電気工事士になることで、600V 以下で受電する設備においてコ

ンセントの取り付けや照明器具の増設などを行うことができます。学校にあっても業者に委託してこれらの作業を行う場面は少なからずあると思います。

さて、資格取得のためにはつぎの内容の「学科試験」と、簡単な電気回路を工作する「技能試験」に合格する必要があります。

#### 筆記試験

1. 電気に関する基礎理論
2. 配電理論および配線設計
3. 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料および工具
4. 電気工事の施工方法
5. 一般用電気工作物の検査方法
6. 配線図
7. 一般用電気工作物の保安に関する法令

#### 技能試験

1. 電線の接続
2. 配線工事
3. 電気機器及び配線器具の設置
4. 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法
5. コード及びキャブタイヤケーブルの取り付け
6. 接地工事
7. 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
8. 一般用電気工作物の検査
9. 一般用電気工作物の故障箇所の修理

筆記試験は基本的に4択です。たとえば次のような問題が出題されます（21年度に出題されたものです）

- 直径 2.6mm、長さ 10m の銅導線と抵抗値が最も近い銅導線は。

- イ 直径 1.6mm、長さ 20mm
- ロ 断面積 5.5mm<sup>2</sup>、長さ 10m
- ハ 直径 3.2mm、長さ 5m
- ニ 断面積 8mm<sup>2</sup>、長さ 10m

こたえは （ロ）

このような計算問題や

○ 電気設備に関する技術基準で定める省令における電圧の低圧区分の組合せで、正しいものは。

- イ 直流 600V 以下、交流 750V 以下
- ロ 直流 600V 以下、交流 700V 以下
- ハ 直流 750V 以下、交流 600V 以下
- ニ 直流 750V 以下、交流 700V 以下

こたえは (ハ)

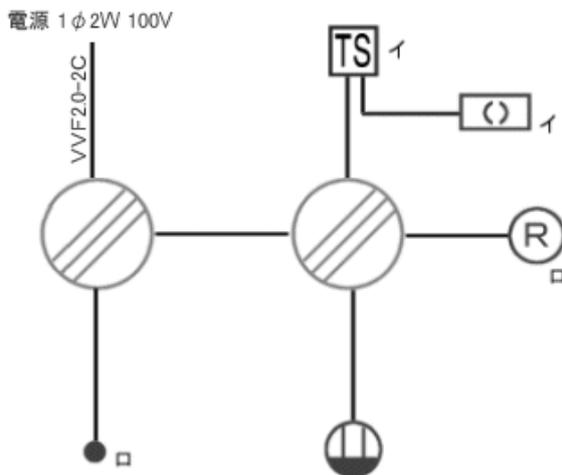
のような、法令の知識を問う問題などが中心です。

ほかに、写真を見て工具や機器の名前や用途を問われる問題が 10 問程度出題されます。

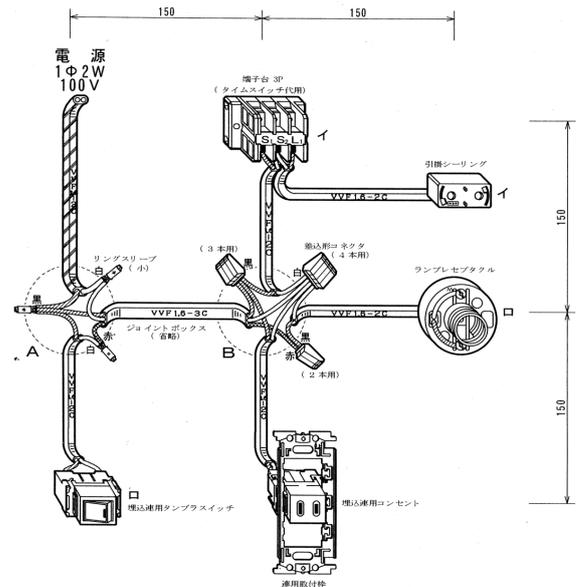
筆記試験の合格者のみが、次のような技能試験に進むことができます。

技能試験では実際に工具を用いて回路を製作します。

次の回路図と必要な材料が試験会場で渡され、持参した工具で時間内に製作します。



完成するとこんな感じです。



平成21年度第二種電気工事士技能試験(7月26日)解答例  
Copyright(c) Ohmsha, Ltd. All Rights Reserved.

次に、実際に私の受験日までの流れを説明しましょう。

まず、第二種電気工事士の受験申込は3月から始まります。出願した時点での私の予備知識はといえば、中学校で習った「オームの法則」がわかる程度でした。直列回路、並列回路での抵抗値や電圧の計算は何とかなるものの、交流電気って何? というレベル。過去問でも2割も解けないという感じでした。おそらく、平均的な素人? はこんな感じではないかと思います。

まずは市販のテキストを買ってくるところから始めました。最初の印象は、とにかく「丸暗記」をしないといけないことが多いことでした。基礎理論のところでは抵抗値の計算など中学で習ったオームの法則の計算 ( $E = R \cdot I$ ) でできたのですが、電気工事にかかることになってくると丸暗記で覚えられないといけないことがどんどん出てきます。たとえば、電線管のなかに入れられる電線の本数とか、電流量に応じた電線の太さなどなど……もう無数にあります。

最初はとにかくテキストを読み進めていきました。電車で読みトイレで読みといった感じで、空き時間にパラパラめくっては、過去問にチャレンジするということの繰り返しです。はじめの頃はテキストに目を通した後、3日もたてば記憶が曖昧になっていました。それでも繰り返ししていれば徐々に覚えていくもので、だんだん即座

にわかる問題が増えてきます。試験直前くらいになると、30分程度でテキストのすべての問題を解き終わるくらいになっていました。

コツというのは特になのですが、過去問を繰り返し解いていると、毎年必ず出題される重要なポイントというのは絞れてくるものです。実際の試験で得点をとるためにはこのあたりの攻略が欠かせません。試験される内容が広範に及びますので、頻出問題については確実に得点したいところです。ボーダーラインは6割強といわれていますが、このような頻出部を押さええているだけで8割近く狙えると思います。

実はテキストを2冊買ったのですが、一方は頻出問題に重点を置いた構成、片方は電気工事の知識全般を広くカバーしたもので分量が全く異なるものでした。今回は資格そのものの獲得よりも「スキルアップ」を目的に行っているのです、やはりしっかりした知識を獲得したいと考えていたので、後者のテキストを中心にと考えていました。

しかしながら、かなりの部分で丸暗記しておかないといけないことが多いのも事実。最初に後者のテキストを読んだときはあまりよくわからなかったものの、前者の頻出問題を繰り返し読み返してほぼ解けるようになってから読み返すとすんなり頭に入ってきました。結果的には、頻出部をきちんと覚えた後で、ほかの部分へ読み進めていった方がきちんと理解できるようです。さすがに頻出と言うことはそれだけ大事な部分だと言うことなのかもしれません。

オームの法則のような基礎的な電気の知識、基本的な工事上の基準や法令、工具や器具の識別と進んでくると、だんだん学校内で今まで目を向けなかった部分が目に入ってくるようになります。あそこに電線管が通っている、支持が何mおきにあって、ここは接地されているとか、いろいろな情報が頭に入ってきます。試験勉強で見慣れた器具がいろいろなところに使われていることに気がついてきます。最後には実際には見えないのに、どこを電線が通っていてどこでどう接続されているのか透けて見えるほどになります(笑) 専門分野に一歩足を踏み入れたことを実感できる瞬間です。これは「スキルアップ」といえるのではないのでしょうか。

筆記試験があるのが6月。出願から3ヶ月ほど筆記テ

ストの勉強に充てました。この間の勉強量は、どうでしょう・・・1日平均で10～15分、多い日で30分くらいでしょうか。丸暗記が多いので、集中するよりも短時間でいいので繰り返し続けることが効果的だと思います。このあたりは人によって違うのかもしれませんが。

ちなみに本番のデキは、自己採点の結果9割弱くらい得点できました。筆記試験の合格発表が出ると次は技能試験です。

技能試験は、与えられた材料で指定された電気回路を作る試験です。電気回路といってもラジオとかそういうものではなく、スイッチと電線と電灯具、コンセントなどをつないで作ります。実は実際に出題される試験問題が公表されていまして、公表されている10前後の問題から一問が出題されます。

ペンチやナイフ、リングスリーブ(電線を接続する部品)の圧着工具、ドライバーなど、試験当日使用する工具はすべて自分で用意しておく必要があります。当日は貸し借りが禁止されているので、必ず用意します。特に圧着工具は柄が黄色いJIS適合品である必要があります。

さて、筆記試験は豊富にテキストがあり勉強の仕方も道筋もわかるのですが、この技能試験、最初は何をすればいいのかさえもよくわかりませんでした。それでも練習するためには工具と材料がいるのだろうということはわかるので、この入手から始めます。

工具類はホームセンターなどで簡単に手に入ります。次に電線やスイッチボックスなどを探してみると、これが意外と売っていない。住んでいる場所のせいかもしれないのですが、公表されている問題例を一通り作るために必要な材料がなかなか手に入らないのです。1.6mmのVVFケーブル(一般的に使われる配線用電線)は手に入っても、2mmのものや3本線が入っている三芯のものがなかったりと、結局、ホームセンターですべてそろえることはできず、電気工事業者さん経由で入手したりと思わぬ苦戦をしました。

実はインターネットなどで、必要な材料と工具をひとまとめにした「電気工事士受験セット」のようなものが多数販売されていて、これを買うのが一番楽で安くすむようです。電線も100m単位で買うと万単位の金額となりますので、闇雲に買いそろえるよりも素直にセットを買っておくほうがよいでしょう。

さて、材料はそろって、いざ候補問題の回路を造るぞーとなるのですが、全く未経験のこと何から始めたいのかわかりません。プラモデルなどと違い説明書があるわけでもないし、試験を実施する「電気技術者試験センター」のホームページに掲載されている候補問題を見ただけでは完成写真などもないので、正解さえよくわかりません。私の場合、身近に電気工事を勉強した人が全くいないので、聞く相手さえいないのです。

しかし、こういうときこそインターネット。検索すれば、実際の完成写真とか工程を解説した動画など大量の情報が見つかります。道具の使い方、ケーブルの被覆のむき方、制作の段取りなどを真似ながら、仕事の合間にちょこちょこ練習しました。

(受験勉強中の机の様子)



(練習用の機材)



(このような回路を作ります)



実技試験はたった一つで不合格になる「重大欠陥」などの減点項目があります。まずはそういうミスをしないよう重点的にミスをしやすいポイントから練習をします。

特に、設問の配線図から実際の接続を表す「複線図」を書けるようになること、電線同士を接続する際に使う「リングスリーブ」の圧着を確実にできるようなること、そして、ランプセクタブル（電球のソケットです）に配線するときに必要な電線での「のの字曲げ」がきちんとできることが重要だと思います。

あとの作業は、必要な長さに切って電線を所定の場所に差し込むという感じでした。基本ができるようになると、あとは時間内に完成させられるよう繰り返し練習をします。試験時間は割とシビアで、当日、試験会場では時間切れで大慌ての人がたくさんいました。

電気工事士の実技試験に特化したような工具（ホーザンの P-956 など）もできれば入手しておくともよいでしょう。あるのとないのとでは、作業の難易度が違います。

さて、実技試験に合格すると、いよいよ第二種電気工事士免状を申請します。写真、住民票、交付手数料を添えて申請すると、しばらくしてからケースに入った免状が届きます。ここまでで勉強をはじめてほしい半年程度かかりました。また交通費などを考えると結構バカにならない金額がかかっています。一から取得するとなると、工具などを合わせると5万を少し超えるくらいでしょうか。

さて、いよいよ第二種電気工事士になったものの、ここで大問題。第二種電気工事士で扱えるのは「一般用電気工作物」。一般家屋などであれば問題有りません。しか

し、学校は高圧受電している「自家用電気工作物」。受電電圧は600Vを遥かに超えています。……使えない。そう、第二種電気工事士では作業ができないのです。

自家用電気工作物である学校で作業するために必要な資格は「第一種電気工事士」もしくは「認定電気工事従事者」になることです。(認定電気工事従事者は自家用電気工作物のうち600V以下の電路であれば作業ができます。)

第一種電気工事士は資格取得のためには電気工事士として実務経験が必要です。一方、認定電気工事従事者になるには、3年以上の実務経験か所定の講習を受ける必要があります。事務職員としては電気工事士の実務経験は積めないのです、ここはその所定の講習を受けることとします。

認定電気工事従事者認定講習は3月と9月の年に2回開催されています。講習会は丸一日、テキストに沿って行われます。テキストの内容は第二種電気工事士の試験勉強の内容よりもやや難しい感じでしょうか。高圧受電設備の概要など、それまで見たこと無いものも結構出てきます。が、第二種の勉強をしていればなんとかついていけます。この時点で、勉強を始めた頃に比べるとずいぶん電気の知識がついていることを実感できました。

さて、こうしていよいよ「認定電気工事従事者」に。これで晴れて学校内の電気工事をすることができるようになりました。正味3ヶ月くらいの試験勉強、1ヶ月間の実技練習と数万円の出費でなんとかたどり着くことができました。そのかわり、学校内のいろいろな電気の配線や仕組みがほぼすべて把握できるようになり、破損したコンセントやスイッチの交換、照明の修理や増設、またコンセントの増設などはすぐに来るようになります。業者に頼めば3～5千円程度かかる単純な作業も数百円のみ材料費だけで、しかもすぐに終わります。

資格取得をとおしてスキルアップを図れるのかどうか？実地でチャレンジし、なんとか資格保持者になることができました。電気工事の資格は更に上を目指すには実務経験が必要になってきますので、事務職員のままではチャレンジできるのはだいたい「認定電気工事従事者」までではないかと思えます。

資格取得の勉強をすることでスキルは間違いなく身につきます。勉強する前としたあとでは学校の中を歩いていて目が行く先が変わるほどでした。知識があるのとない

いのとではずいぶんと違うものです。

かける労力に見合ったメリットがあるのかどうか、これはいろいろな意見があるかもしれませんが、職場に一人くらいこういうスペシャリストがいると便利なのは確かではないでしょうか。しかも、資格の取得までできれば、退職しても「電気工事士」の資格保持者のままですよ。

## その2 衛生管理者試験を受験して

私は第二種衛生管理者（以下、衛生管理者）を受験しました。この資格を取得しようと思ったのは、常時50人以上いる職場では、必ず衛生管理者を選任する必要があり、資格を取得することで仕事に役立ち貢献できると思ったからです。私の職場でも上司は取得しているし、いずれ自分も取得する必要がでてくるかもしれない、とも思いました。試験は毎月1、2回実施され、合格率60%を超えていることや、国家試験ということでも挑戦しようと思いました。

衛生管理者の試験は、関係法令、労働衛生、労働生理の科目からなり、問題はすべて5肢択一式で全教科の合計得点が満点の60%以上で、それぞれの科目で40%以上の得点であれば合格となります。関係法令では、労働安全衛生法及びその関係法令に関する問題、労働基準法に関する問題、労働衛生では、衛生管理体制、健康管理や救急処置に関する問題、労働生理では、人体の組織やストレス、疲労に関する問題が出題されます。どれも仕事をするうえで知っておいた方がいいような問題が出題されています。

例えば

賃金に関する次の記述のうち、誤っているのはどれか。

- (1) 賃金は、原則として、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。
- (2) 使用者は、賃金を通貨以外のもので支払う場合は、労働者の過半数を代表する者と書面による協定をしなければならない。
- (3) 使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。
- (4) 出来高払制その他の請負制で使用する労働者

については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

- (5) 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用を充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。

出典：標準衛生管理者試験問題集

(中央労働災害防止協会)

といった問題が出題されます。ちょっと難しいのですが正解は(2)となります。

事業場の建物、施設等の衛生基準について、正しければ

○、誤っていれば×をつけなさい。

(本試験は5肢択一式ですが・・・)

- (1) 換気設備を有していない屋内作業場で、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することのできる部分の面積を、常時床面積の10分の1以上としている。
- (2) 常時70人以上の労働者を使用する事業場において、食堂の床面積を100㎡としている。
- (3) 精密な作業を行う作業面の照度を、200ルクスとしている。
- (4) 男性20人、女性20人の労働者を使用する事業場で、労働者が臥床することのできる休養場を男女別に設けていない。
- (5) 同時に就業する男性労働者数が常時50人である事業所において、男性用大便所の便所の数を1個としている。
- (6) 窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することのできる部分の面積が、常時床面積の25分の1である。
- (7) 事業場に付属する食堂の炊事従業員について、専用の便所を設けているが、休憩場は専用としていない。

出典：衛生管理者講座 アウトプット編

(衛生管理者ネット)

正解は、(1)、(2)、(4)、(5)が○で、(3)、(6)、(7)が×です。

いずれも事務職員として知っておいた方がいいような問題が出題されています。

では、どのような勉強をしたかを述べたいと思います。講習会に参加して後日受験するのが一番手取り早いのですが、私はインターネットでDVD教材を購入して学習することにしました。テキストは全46頁(問題集は別ですが・・・)で、DVDが5枚だったので、すぐ終わると思ったのですが、独学で意気も弱かったので、教材が届いてから受験まで6ヶ月ほどかかってしまいました。(毎日コンスタントに勉強していたわけではありません。学習期間中に年度末年度初の時期もあり、自分自身も人事異動したため3ヶ月くらい全く学習できなかったときもあります。)

我々、社会人は日々忙しい中で、いかにして勉強時間を見つめるか、もポイントになってきます。前述のように年度末年度初の超多忙期には勉強することは自分の経験上難しいと思います。やはり仕事の閑繁を見極めたいので、勉強する必要があります。また勉強する場所にも自宅の机上とは限定されません。通勤時間の電車の中、帰宅途中に喫茶店に寄っての学習、車の中で学習CDを聴く等ちょっとした時間を捻出することの積み重ねが学習時間を生み出します。

そんな感じで一般的には早い人で1ヶ月、遅い人でも2ヶ月で合格できると思います。学習方法は一通りテキストを学習した後、どんどん問題を解いていくことです。問題を解いていくと実に似たような問題ばかりで、問題によっては理屈を暗記する前に問題の一部を読んだだけでも解答が解るのすらあります。時間がない社会人にとっては、内容を完璧に理解するよりは問題を解いていきながら暗記するほうが楽なように思います。

受験までには問題集2冊で試験に臨みました。試験は全てマークシート30問で3時間なので、時間にはかなり余裕があります。私は問題を解くのに1時間強、見直しも含めて1時間半で退出しました。それなりに学習し、問題集の模試でも楽々合格点に達していたのですが、本番では過去問や模試よりもずいぶん難しく感じました。合格ラインが6割なので大丈夫だと思いつつも、合格の確信は持てませんでした。

発表は一週間後、試験会場で午前9時、ホームページでは午前10時に合格者の番号が表示されます。「(番号

が)あった」と思った翌日合格通知書が家に届きました。

試験に合格すると、衛生管理者の免許状の申請をします。合格通知書、写真、交付手数料を添付して、東京労働局に関係書類を送ります。1週間ほどで「労働安全衛生法による免許状(第二種衛生管理者)」が届きました。合格までにかかった経費は、7,000円の受験料、教材費、諸経費、交通費等をあわせて2万5千円ほどかかりました。

さて、資格取得をとおしてスキルアップを図れたかどうか?

私は、勉強する前よりも「労働基準法」に詳しくなりました。平均賃金の算出方法、労働時間、休憩及び休日、有給休暇等自分たちが使っている用語の法的解釈ができるかどうか。また、「労働安全衛生規則」では、学校内にトイレをいくつ設置しなければならないか?や事務室内の換気の基準はどうか?といったものは、管財の担当になれば知っておかねばなりません。「労働衛生」での心肺蘇生法やAEDは、事務職員といえども知っている必要があります。「労働生理」を通じて、体の臓器についても再確認できましたし、自分自身の健康管理のためにもなります。また、県からくる健康診断に関する通知文書や衛生委員会についても以前より関心を持てるようになっていきます。この資格を取るために勉強する前と後では随分違うなあと実感しています。確かに勉強は楽ではありませんが、私は「衛生管理者」の資格を取ってよかったと思っています。

#### 4 おわりに

今回、事務職員のスキルアップをテーマとして、研究員2名が受験し、ともに資格取得することができました。2名とも資格を取る前よりも知識が増え、スキルアップにつながったのでは、と考えています。

仕事をしていながら違う分野の知識を得る機会はなかなかないでしょうし、系統だてて勉強する機会もなかなかないと思います。また、庁舎等の管理点検業者などから聞くさまざまなアドバイスも、事務職員としての「経験」で判断するしかなく、その人の「知識」ではないのです。資格取得のために勉強し、もし不合格という結果に終わってしまったなら、その分野において一定の知識が身に付いていないということになります。そういった

意味で試験に合格するという事は、自分の学習の達成度を客観的に判断してもらう基準になります。

今は公務員といえども、個人の能力を問われる時代です。その中で仕事に役立つ資格を取得することは自己アピールするのに説得力のあるものの一つになるのではないかと思います。そこには、その人が資格を取得したときの知識をそのまま持ち続ける必要があります。資格取得ばかりに目がいって、合格後は勉強した内容を全く忘れてしまったのでは、何のための資格取得かわかりません。合格時の能力を持ち続けるために、ときには参考書や問題集を広げて、その知識を持続して行く必要があると考えます。

アンケートでは、資格を取る意欲はありながら、学習する時間がないという人もいました。せつかくやる気があっても、仕事が終わって家事や育児に追われ、資格どころではないという人もいるでしょう。

「仕事と生活の調和」の意味のワークライフバランスという言葉がありますが、仕事と生活をうまく両立できれば、職員の能力を引き出すことができると言われています。働きながら私生活も充実させられるように家庭や職場の環境整備を整えることができれば、資格取得でのスキルアップが図りやすくなると思います。

最後になりますが、資格を取るなら、いやいやながら勉強するのではなく(若干の強制は必要でしょうが・・・)、自主的に意識的にするものです。

これからは生涯学習の時代とも言われています。書店で買う参考書だけでなく、通信講座やe-learning(福岡県でも推進しています)、夜間の社会人大学もあります。いろいろの方法で、そして長い目でチャレンジしてみたいかがでしょうか。